

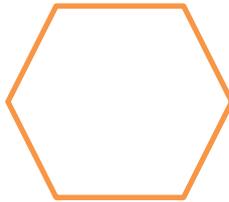
# 笑ってごらん

第 554 号 H. 28. 6. 21 発行

～今日のことば～

Wonderful(素敵)という英語は wonder(不思議)が ful(いっぱい)って意味です。人生は不思議に満ちている。だから素敵なんです。(ひすいこたろう)

◇◆いきなりだが、図形で頭の体操をしよう。「右の六角形の図形に直線を1本引いて、三角形を2つ作りなさい」というシンプルな問題。これは理系の人が答えを聞くと怒り出すかも知れない、頭がいい人ほどわからない問題とされている。さて、諸君は如何？



◇◆2 問目。次のある法則に基づいた計算式を解きなさい。こっちの問題の方が簡単？

宿+飯= 2

寒+温= 7

苦+苦=12

人+色=20

転+倒=?

◇◆選挙権年齢が 20 歳から 18 歳へと引き下げられ、具体的には、7 月 10 日に実施される参議院議員選挙及び鹿児島県知事選挙から適用されることになった。よって、高校 3 年生で既に 18 歳になっている人は投票権を有することになる。以前、「鳳凰学」の授業において、南さつま選挙管理委員会から本物の投票箱を借用してきて模擬選挙を行ったので、選挙の流れはおおよそ把握できていることと思う。関連して、7 月 10 日に投票できない人は「期日前投票」ができるのだが、19 日付南日本新聞にも掲載されていた通り、7 月 2 日(土)9:00~12:00、本校武道館 1 階に「期日前投票所」が設けられることが決定している。 ◆選挙運動に関するルールについても、今一度しっかり押さえておいて欲しい。新聞にも記載されているが、友人や知人に「1 票よろしく」と頼むのも選挙運動。ただし、その際に「ハンバーガーをおごるから」などと、金品の提供を伴う依頼は厳禁だ。公選法が禁じる「買収」と見なされてしまう。また、気をつけなければならないのは、17 歳以下は選挙運動が認められていない点。さまざまな年齢の若者が参加するラインのグループで、17 歳の高校生が選挙権を持つ 18 歳の友人に「〇〇候補を応援しよう」とメッセージを送れば、選挙運動と見なされる可能性がある。特に高校 3 年生は同じクラスに 17~18 歳が混在しており、うっかり「選挙違反」をしないよう意識しなければならない。他校の校長先生方と話をする中で共通しているのは「自分の学校から選挙違反者を出さない」ということ。初めてのことでゆえに、いい加減な認識で臨めば大変なことになることを心して取りかからねばならない。とはいえ、国または県にとって代表者を定める大切な選挙であることは間違いがない。日頃自分の思っていることをいろいろ SNS に書き込むことの多い人は選挙絡みの話題においては十分に気をつけよう。 ◇◆近年、この梅雨時期の雨の降り方が変わってきていると思う。私が小さい頃は(信じられないだろうが、私にも小さい頃があったのだ)、長い期間毎日シトシトと降り続いていたような記憶しかないが、近年は「これでもか！」というくらいの強さで集中豪雨になる。先日、本市において「94mm/h」という記録が発表されたし、県内で 2 名の死者も出た。ホントに地球はどうなる？

## 感謝道

◇◆『過ぎたること』 何事も過ぎたることは自分を含め、他人に迷惑をかけることになる。欲張り過ぎ、しゃべり過ぎ、食べ過ぎ、飲み過ぎ、忘れ過ぎ、働き過ぎ、使い過ぎ、貯め過ぎ。多くの言動に「過ぎる」がある。この調整は自分自身の心で行う。しかし、自分が自分自身の心を調整出来なければ、いつも「過ぎたること」に翻弄され、疲れ果てる人生を歩むことになる。普段から「自分の心を観る」ことが出来ない人は、この「過ぎたる」という病に罹りやすい。心という器に入る量は決まっている。過ぎたる量はただ器からこぼれるだけである。「過ぎたること」がないように、心の蛇口を管理しよう。(Facebook ページ『心学』より転載)